

# おひとりさまの終活（後編）

## —死後の不安と制度・施策—

主任研究員 大沼 八重子

### 目次

はじめに

1. おひとりさまの死後を巡る現状
2. おひとりさまの死後の不安
3. おひとりさまの死後の不安に対して必要と思われる制度・施策等

4. おひとりさまの死後の不安と制度・施策にかかるまとめ

5. 死後事務支援にかかる保険商品の活用おわりに

### はじめに

65歳以上（以下、「高齢者」という。）の一人暮らしが急激に増加することが見込まれ、高齢単独世帯は2020年の約672万世帯から<sup>1</sup>、2040年に約1,041万世帯、高齢世帯の43.2%を占めるまでになると予測されている<sup>2</sup>。

前編では<sup>3</sup>、おひとりさまを巡る現状と<sup>4</sup>、おひとりさまの高齢期のさまざまな不安を整理し、増加する独居高齢者の支援に向けた政府や自治体による制度・施策等をみてきた。ただ、おひとりさまが抱える不安は、自身が亡くなった後の火葬・埋葬、遺産、家財等の処分まで及ぶ。終活は人生の最期に向けた準備を言うが、おひとりさまの終活は、自身が最期を迎えた後の自分自身及び身の回りの後始末までの準備が終活として求められる。

本稿では、おひとりさまの死後に備える終活に着目し、おひとりさまの死後に関する統計等と不安を整理し、政府や地方公共団体等による制度・施策等をみていく。また、死後事務支援にかかる保険商品の活用について、

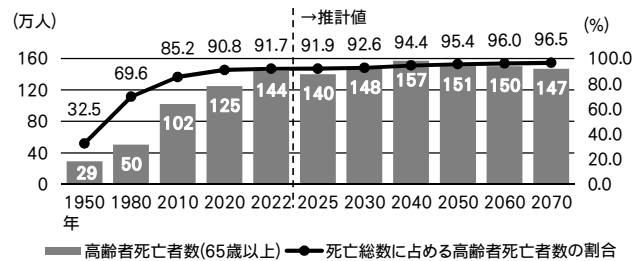
少額短期保険商品を例に取り上げる。

### 1. おひとりさまの死後を巡る現状

#### (1) 多死社会の到来

2022年の年間死亡者数が156.9万人、そのうち高齢者死亡者数は144.0万人であり、死亡者総数全体の91.7%を占める<sup>5</sup>（図表1）。今後50年間は毎年150万人程度の高齢者が亡く

（図表1）高齢者死亡者数と死亡者総数に占める高齢者死亡者数の割合



（出典）2020年までの死亡者数は総務省「人口動態統計」（日本人）。2025年以降の死亡者数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）の出生中位・死亡中位仮定に基づく推計」（日本における外国人を含む）より、筆者作成

- 1 総務省「令和2年国勢調査」
- 2 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2024年推計）
- 3 共済総研レポートNo.194「おひとりさまの終活（前編）—高齢期の不安と制度・施策—」（2024年8月）40～49頁参照。
- 4 前編において、終活が必要と思われる年代かつ、近親者等がいない、家族・親族に頼みづらいなどの事情がある人を「おひとりさま」と定義した。
- 5 厚生労働省「人口動態統計」（日本人）

なり、高齢者死者数は団塊の世代が90歳超となる2041年に157.4万人でピークを迎えることが見込まれている<sup>6</sup>。高齢化の進行によって、出生率、死亡率がともに低い「少産少死」の時代が続いていたが、今後は増加した高齢者の死亡が増える「少産多死」の時代となる。当然、高齢者の死亡の増加に伴い、独居高齢者の死亡者数も増えることが見込まれる。

## (2) 孤独死や引取者のない遺体の現状

### ① 警察庁の統計では、年間約6万8千人の独居高齢者が孤独死

2022年における高齢者の死亡場所をみると、「病院・診療所」が66.1%で最も多く、次いで「自宅」が16.3%、「施設」が16.2%となっている<sup>7</sup>。「自宅」は2割に満たないが、自宅で家族に看取られて亡くなるとは限らない。警察庁の集計によれば、2024年1～3月の3か月間に警察が取り扱った自宅で亡くなった遺体のうち、独居高齢者は17,034人、全体の8割弱（78.4%）であったとしている<sup>8</sup>。これには子ども等の親族がいる独居高齢者も含まれているが、単純に年間ベースに置き換えれば、1年間に約6万8千人の独居高齢者が死亡しているとみられる。

また、東京都監察医務院による統計によれば、東京都23区内の自宅で亡くなり同医務院が取り扱った65歳以上の単身世帯者数は、2005年の1,837人から2020年に4,207人まで増え、15年の間に倍以上に増加したとしている<sup>9</sup>。さらに、性別では64%が男性、36%が女性で、

男性の単身世帯が多いこと、年代では男性は7割以上が60歳代後半から70歳代後半、女性は約4割が80歳代後半以上であることなども明らかにしている。平均寿命を考慮しても、男性は女性よりも低い年齢層での死亡が多いようである。

このように、自宅で孤独死する高齢者は少なくなると、内閣府が60歳以上の男女を対象とした調査においても、孤立死を身近に感じる人の割合は48.7%、一人暮らし世帯で73.4%であり、孤独死は独居高齢者にとって身近な不安となっている<sup>10</sup>。

### ② 自治体が取扱った引取者のない遺体は3年半で10万超

身元が判明しない、あるいは身元が明らかだが遺族等が不存等の場合、遺体は警察や病院等からの連絡により死亡地又は所在地の市区町村長に引き渡され、市区町村長がその遺体の埋火葬を行うこととなる（詳細は後述）。

総務省が2023年に公表した遺留金等（死亡者が死亡時に所有していた金銭等や物品）に関する実態調査（以下、「遺留金等調査」という。）によれば、2018年4月以降の3年7か月の間に、調査対象となった1,741の市区町村が取り扱った引取者のない遺体（発生件数）は10万5,773件に上ったとしている<sup>11</sup>。年齢は不詳だが、自治体等による遺体の取扱数は多いことを確認できる。また、市区町村で埋火葬後に保管する遺骨が2021年10月末時点で約6万柱であったとし、市区町村営の墓地、納骨堂、

6 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）の出生中位・死亡中位仮定に基づく推計」（日本における外国人を含む）

7 厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計」（日本人）

8 警察庁HPより『警察庁捜査第一課「警察取扱死体のうち自宅において死亡した一人暮らしの者～令和6年第1四半期（1～3月）分 暫定値～」』（2024年5月）。自宅で亡くなった遺体は全体で2万1,716人（暫定値）。

9 東京都保健医療局東京都監察医務院「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計」

10 内閣府政策統括官（政策調整担当）「高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」（2023年）。「とても感じる」（14.4%）と「まあ感じる」（34.3%）の合計。一人暮らし世帯は、順に25.7%、47.7%。

11 総務省行政評価局「遺留金等に関する実態調査結果報告書」（2023年3月）。発生件数は、2018年4月から2021年10月末までの間に、身元不明者、身元は判明したが相続人不存者、故人が生活保護者で、その埋火葬を第三者が行った際の葬祭扶助を支給した者の合計。

斎場等のほか、執務室内のキャビネットや倉庫などが保管場所となっていることなども明らかにしている<sup>12</sup>。自治体で火葬した無縁遺骨については、法令上の規定がなく、自治体が無縁遺骨の対応に苦慮していることがわかる。

### (3) 相続人のいない財産等

#### ① 市区町村が保管する遺留金等は少なくない

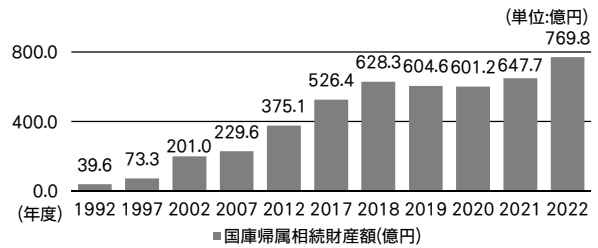
市区町村に引き渡された引取者のない遺体が所持していた遺留金等は、市区町村が葬祭費用等の必要な費用に充てたうえで、残りは民法上相続財産に当たることから、相続人へ引き渡しとなる。相続人等へ引き渡しができなかった場合は、民法上、相続財産管理制度や弁済供託制度（詳細は後述）を利用することとなるが、制度を利用しなかった場合の遺留金品は、市区町村等で引き続き保管するほかない。

遺留金等調査は、調査対象となった市区町村で保管する遺留金等が2021年10月末時点で21億5,000万円に上ることを明らかにしており、調査期間の3年7か月の間に約1.6倍にも増えたことが示されている。

#### ② 2022年769.8億円の遺産が国庫入り

市区町村で埋火葬後、相続人を探索しても、相続人がわからないときは<sup>13</sup>、申立により家庭裁判所が選任した相続財産清算人が遺留金品等を処分し、残った財産を国庫に帰属させることとなる（民法第959条）<sup>14</sup>。国庫に帰属となった相続財産の総額は、2022年度769.8億円に上り、前年度比18.8%増、10年前と比べ倍以

(図表2) 相続人不存在のため国庫帰属となった相続財産の総額



(出典) 財務省「一般会計歳入決算明細書 裁判所主管歳入決算明細書」より筆者作成。

上の増加となっている<sup>15</sup> (図表2)。

しかし、遺留金調査では、残余遺留金発生件数5,938件のうち、選任申立件数は140件ほどに留まるとしている。理由には、選任申立て時の予納金の必要性や、最終的には国庫への帰属となり、事務負担と時間をかけても市区町村の収入には一切ならないことがあるとしている。

#### ③ 休眠預貯金等

入出金等の取引から10年以上経過した預貯金等は、「休眠預金等」の対象となる<sup>16</sup>。2023年度の休眠預金等の発生件数は711万件、金額が1,609億円、預貯金者への支払額が457億円であり、対象となる預貯金等に外貨預貯金等は含まれないが、年間約1,600億円の休眠預金等が発生している<sup>17</sup> (図表3)。休眠預金等に対する周知の高まりなどから、支払件数及び金額は、増加傾向にはあるが、年間の発生額に対する支払額は3割未満に留まる。独居高齢者等の死亡後の預貯金等がそのまま放置されているケース等が含まれている可能性も考えられる。

12 報道では、厚生労働省が引取者のない遺体にかかる市区町村の親族捜しや火葬・埋葬の手続き、遺骨の保管状況に関する初の実態調査を開始、現状や課題を整理し、参考となる事例を盛り込んだ報告書を2024年度内に作成して自治体向けに周知するとしている。

13 相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。

14 2023年4月1日に施行された改正民法（相続法）により、相続財産の保存や利用には相続財産管理人、誰も相続人がいない場合の清算には「相続財産清算人」と名称が改められている。

15 財務省「一般会計歳入決算明細書 裁判所主管歳入決算明細書」

16 休眠預金等の主な対象は、普通預金・通常貯金・定期預貯金・定額貯金・定期預金・当座預貯金・貯蓄預貯金、対象外は、外貨預貯金・仕組預貯金・財形貯蓄。

17 預金保険機構HP「休眠預金等移管金の納付の状況等について」

(図表3) 休眠預貯金等移管金に係る休眠預金等の数、発生額(移管額)及び預金者等への支払額

	休眠預金等(移管金)		預金者等への支払額	
	件数	発生額	件数	支払額
2019年度	724万件	1,457億円	4万件	46億円
2020年度	718万件	1,408億円	19万件	189億円
2021年度	688万件	1,374億円	28万件	252億円
2022年度	707万件	1,528億円	39万件	351億円
2023年度	711万件	1,609億円	46万件	457億円

(出典) 預金保険機構HP「休眠預金等移管金の納付の状況等について」より筆者作成。

(注) 預金者等への支払額は、制度開始以降に発生した休眠預貯金等に係る支払額

#### (4) 住宅にかかる現状

##### ① 分譲マンションにおける区分所有者の高齢化・単身化

総務省の調査によれば、「高齢単身世帯」(638万世帯)における持ち家の占める割合は66.2%、借家が33.5%であり、高齢単身世帯の持ち家(422万戸)は、一戸建が81.8%、分譲マンションなどの共同住宅が16.5%となっている<sup>18</sup>。

持ち家に占める共同住宅は2割弱で多いとは言えないが、分譲マンションの区分所有者の高齢化の進行や単身化が進む物件が少ないことが明らかになっている。国土交通省が2023年に実施した調査では、マンションの世帯主年齢は「60歳代」が27.8%で最も多く、次いで「50歳代」が23.7%、「70歳代」が21.7%、「40歳代」が15.7%であり、20年前の2003年と2023年調査を比べると、60歳以上が31.6%から49.5%へと増加し、40歳代が40.2%から15.7%へ大きく減少している<sup>19</sup>。

また、築40年以上の高経年マンションが2022年末125.7万戸から20年後の2042年末に445.0万戸、約3.5倍に増加することが予測さ

れている<sup>20</sup>。高経年マンションの急増は、相続人の不存在や相続人の相続放棄等による非居住化の進行をもたらし、管理組合の運営にも大きく影響することが考えられる。

##### ② 借家における残置物

住宅に遺されている家財等は、相続財産であるため、持ち家でおひとりさまが死亡した場合、所有者不在かつ家財を放置したままの空き家となる可能性がある。一方、賃貸住宅の場合、家財等の残置物を移動・処分し、部屋を明け渡す必要があるが、公営住宅と民間賃貸住宅とではその取扱いが異なる。

公営住宅は、単身入居者の死亡後、住宅の使用を承継する者はないとされるため(公営住宅法第27条第6項)、借りていた住宅内の家財等は、その住宅内に置かれ続ける根拠を失っていると考えられている。国土交通省は、2017年に市町村は相続財産清算人の選任の前であっても、財産権の侵害等に留意し、残置物の移動・分別・保管を行い、速やかに公営住宅の本来の用途に供することができるよう対応方針を策定、周知した<sup>21</sup>。しかし、総務省が2020年に公表した遺品の管理に関する調査では、20市町村のうち17市町村の公営住宅で引き取り手のない遺品が発生しており、国土交通省による対応方針の周知後も、保管場所の確保が難しいことや、移送費用の負担が大きい等を理由に対応に苦慮していることが明らかになっている<sup>22</sup>。

一方、民間賃貸住宅は、賃貸借契約が相続人に承継されるため、家財等の残置物の移動・処分も相続人の了解を取る手続等が必要

18 総務省「2018年住宅・土地統計調査」(2018年9月)。2024年9月に2023年最新調査が公表予定。

19 国土交通省「令和5年度マンション総合調査」(2024年6月)。5年毎に実施。

20 国土交通省HP「マンションに関する基礎データ 築40年以上の分譲マンション数の推移(2022年末現在)」(2023年8月10日更新)。ここでいうマンションとは、中高層(3階建て以上)・分譲・共同建て、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の住宅をいう。

21 「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応方針(案)」(2017年1月25日国住備第105号)

22 総務省行政評価局「地方公共団体における遺品の管理に関する事例等(遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書別冊)」(2020年3月)

となる。相続人が不明又は不存在の場合、大家等の利害関係人は相続財産管理制度を利用し、残置物等の処分をすることとなる。

## 2. おひとりさまの死後の不安

おひとりさまを巡る死後の現状をまとめると、以下の通りとなる。

- ・多死社会が進行、独居高齢者死亡者数も増加
  - ・自宅で孤独死する高齢者は年間6万8千人と少なくない
  - ・自治体が取扱った引取者のない遺体は3年半で10万超
  - ・市区町村が保管する引取者のない死亡者の遺留金は21億円超
  - ・相続人不存在により国庫に帰属となった遺産は2022年769.8億円
  - ・毎年1,500億円前後の休眠預金等が発生
  - ・分譲マンションにおける区分所有者の高齢化・単身化の進行
  - ・持ち家等の所有者不存在により家財を放置したまま空き家となる可能性
  - ・公営・民間の賃貸住宅における部屋等に遺された残置物の処理
- こうした現状から、おひとりさまの死後の

不安として、以下6点が整理できる。

### (1) 孤独死

高齢者の死亡場所の約7割は「病院」であるが、自宅で孤独死する可能性がないとはいえない。独居高齢者の7割が孤独死を身近に感じている、という調査結果もある。

### (2) 死亡届・火葬・埋葬

自分が亡くなった後の死亡届や火葬、埋葬についての不安である。行政への死亡届の手続きをはじめ、引き取り手のない遺体となれば、市区町村で火葬・埋葬され、遺骨が役所キャビネに保管される可能性も拭えない。

### (3) 家財の処分

病院に入院し、亡くなった場合の病室に残った遺品、施設に残った遺品、持ち家や借家に残る家財等の残置物の整理・処分が必要となる。

### (4) 費用精算

病院・施設等で亡くなった場合の支払、賃貸住宅の家賃や契約解除、ライフライン等の支払・停止、携帯電話等の支払・停止等の日常生活費等の支払が必要となる。

### (5) 行政への各種届出

国民健康保険や後期高齢者医療保険、国民年金等の資格喪失届出が必要となる。

(図表4) おひとりさまの死後の不安・必要と思われる取組み

	死後の不安	死後の不安の具体的な内容	必要と思われる取組み
1	孤独死	・孤独死による発見の遅れ ・原状回復費用、瑕疵に対する損害賠償	見守り活動
2	死亡届・火葬・埋葬	・相続人不在により、引き取り手のない遺体となる可能性 ・死亡診断書請求受領、死亡届申請、火葬許可申請・許可証受領 ・火葬・葬儀・埋葬の実施	遺体引取り・火葬・埋葬
3	家財の処分	・病室・施設等の居室の整理 ・家財処分 ・賃貸契約の解除・住宅の明け渡し、鍵の返還等	家財の処分 ※賃貸住宅に関する手続き含む
4	費用精算	・病院・施設等の費用精算 ・ライフライン等(電気・ガス・水道等)の解約・精算 ・携帯電話の支払・解約	死後事務委任契約
5	行政等への各種届出	・国民健康保険・介護保険資格・年金資格等の抹消手続き	
6	預貯金・不動産等財産の処理	・家財処分の際にでた貴重品や遺留金の処分 ・預貯金、株・投資信託等の解約、相続・寄付・遺贈 ・持ち家等不動産売却	遺言書等の作成

(出典) 筆者作成

## (6) 預貯金・不動産等財産の処理

引取者がいない遺体の遺留金が市町村で増加していること、相続人も遺言もないなどの理由で国庫へ帰属となった相続財産が増加していること、預貯金の放置により休眠預貯金額が増大していることのほか、不動産等の放置は、非居住化・空き家につながる可能性もある。自分の財産をどうするか、自分の財産を託したい人に遺すことが必要となる。

以上から、必要と思われる取組みとして、「見守り活動」「遺体引取り・火葬・埋葬」「家財の処分」「死後事務委任契約」「遺言書等の作成」の5つを想定した。このうち「見守り活動」は、前編を参照されたい。

次章では、これら必要な取組みにかかる法令、政府や自治体の制度・施策等をみていく。

## 3. おひとりさまの死後の不安に対して必要と思われる制度・施策等

### (1) 死亡届及び遺体の取扱い

#### ① 死亡届の届出義務者と届出資格者

はじめに、戸籍法に基づく死亡届について整理する。同法は、死亡届の届出義務者を、同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人と定めている（戸籍法第87条1項）。つまり、同居の親族だけでなく、故人に同居者がいれば、親族でなくとも届出義務者となり、身寄りがいない場合などは、不動産の所有者（家主・地主）や不動産管理者、老人ホームであればその施設の管理者が死亡届出義務者となる。また、届出義務者以外に、届出資格者として、同居の親族以外の親族、死亡者の後見人等が定められ、従弟や甥姪など親族であれば同居していなくても届出資格者となる（戸籍法87条第3項2）<sup>23</sup>。

そのほか、国立・県立・市立等の公立病院等の病院（公設所）で亡くなり、届出義務者が不存在・死亡届を出さない場合は、公立病院の長又は管理人が届出義務者となる<sup>24</sup>。なお、私立病院の場合は、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人として、私立病院の長（管理人）が死亡届の届出義務者となる（戸籍法第87条1項第三）。

#### ② 遺体等の引取者がいない場合

このように、戸籍法により、死亡届は届出義務者や届出資格者が定められている。しかし、身元は判明しているが、誰も死亡届を出さない場合や、遺体の引き取り手がない場合には、墓埋法（墓地埋葬法）第9条「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と定められ、引取者がいない死亡人として死亡地の市区町村長が遺体の火葬等を行うこととされている。なお、身元が判明しない場合は、行旅法（行旅病人及行旅死亡人取扱法）第7条により、その所在地の市区町村がその人の状況、顔かたちなどの容貌、遺留物件など本人の認識に必要な事項を記録した後、その死体の埋葬又は火葬を行うべきと定められている。

#### (2) 身寄りのない人の遺留金等

##### ① 遺留物品の売却・預貯金の現金化を明確化

厚生労働省及び法務省は、2021年3月、市区町村等における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（以下、「遺留金等の手引」という。）を策定し、都道府県及び市区町村に周知している<sup>25</sup>。

23 後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者。2020年の戸籍法の改正により、任意後見受任者（任意後見契約の効力が発生する前の受任者）も届出人となった。

24 戸籍法第93条は、第56条の規定を死亡届出に準用

25 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課、法務省民事局民事第一課・商事課・参事官「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」（2021年3月（2023年7月改訂））

遺留金等の手引は、市区町村が行った火葬等に要した費用が、死亡者の遺留金を充当しても費用の弁償を得ることができない場合や、相続人等から費用の弁償を得ることができなかったときは、直ちにその遺留物品を売却することができるとしている。また、死亡者の預貯金も「遺留金」に含まれるとし、市区町村は葬祭費用への充当を目的とした預貯金の引き出しが相続人に優先して行うことができることを明確化し、預貯金の出金も特別な定めがないことから、出金時の相続人への意思確認も不要であると明示している<sup>26</sup>。

## ② 金融機関に対する遺留金等の手引の周知

厚生労働省、金融庁及び農林水産省は2021年3月に、所管する全国団体（銀行協会や地方銀行協会、信用金庫協会、農林中央金庫等）に事務連絡を発出、各団体に対し、傘下の各金融機関に遺留金の手引について周知するよう要請した<sup>27</sup>。一方で、総務省行政評価局が実施した調査では、金融機関が遺留金等の手引を受理して以降（2021年3月以降）、引取人のない遺体について金融機関で出金できなかった事例が11市区町村で37事例あったとしている<sup>28</sup>。

市区町村は、「相続人又は相続財産清算人以外の者は引き出せないと説明された」「遺留金等の手引に記載されていない書類（相続放棄の証明書類、相続人の同意文書、戸籍謄本等）を求められた」等の理由を挙げ、厚生労働省は、個別法である行旅法の規定により、遺留金品について葬祭費用に優先的に充てる

ことができるとする法的根拠及び考え方が、遺留金等の手引で明示されておらず、周知が十分にされていない状況が懸念を生じさせているとしている<sup>29</sup>。

## ③ 残余の遺留金品の取扱い

遺留金等の手引は、自治体が遺留金等を火葬・葬祭等に充当し、なお残余の遺留金品が生じる場合、民法上、相続財産管理制度（民法第951条～第959条）や弁済供託制度（民法第494条～第498条）を利用することが考えられるとし、これら制度の活用の流れ等をまとめている。

相続財産管理制度については、遺留金の額の多寡だけでなく、制度を用いる場合の地方自治体の負担や実情も踏まえて個別的に判断するよう促している。

一方、弁済供託制度は、自治体が残余遺留金を供託所（法務局・地方法務局又はそれらの支局）に管理を委ねることにより（供託）、相続人に対する残余の遺留金の返還義務を免れることができるとする制度で、遺留金実態調査では、利用は少ないものの、検討に前向きな市区町村は少なくないことを明らかにしている。

## ④ 休眠預貯金は民間公益活動に

従来、休眠預貯金は、最終的に金融機関の収益として計上されてきたが、2018年1月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が全面施行され、休

26 総務省「遺留金等に関する実態調査結果報告書」（2023年3月）では、遺留金を充当する種目は、遺骨保管料、白装束代、風呂敷代、仏衣代、死体写真料、遺骨送付料等がみられたほか、条例を制定し、相続人等の所在に関する調査に要した費用として、①戸籍謄本の交付を受けるのに要した費用、②通信費、③相続財産清算人の選任に要した費用、④相続人等の所在に関する調査に要する人件費、⑤その他これに類するものの費用を、合計して算定すると定める市区町村もあるとしている。

27 金融庁監督局銀行第一課「身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について（2021年3月31日一般社団法人全国銀行協会等宛事務連絡）」

28 総務省行政評価局「遺留金等に関する実態調査結果 報告書」（2023年3月）

29 行旅法第11条及び第13条第1項

眠預金等民間公益活動に活用されることとなった<sup>30・31</sup>。

### (3) 残置物の処理等に関するモデル契約条項

民間賃貸住宅の場合、高齢単身者死亡時の賃貸借契約の解除や残置物の処理への不安感から、賃貸人が入居を拒否することがある。国土交通省及び法務省は、高齢単身者死亡時の契約関係及び残置物を円滑に処理できるよう、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残置物の処理を内容とした「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定した<sup>32</sup>。モデル契約条項は、その使用が法令で義務づけられているものではないが、合理的な死後事務委任契約等の締結と単身の高齢者の居住の安定確保が狙いとなっている。モデル条項では、残置物の処理等にかかった費用は、物件内の残置物の換価や存した金銭、敷金等により、充当することなども明示されている。

### (4) 死後事務委任契約

#### ① 死後事務委任契約とは何か

自分の意図を死後に実現させる方法には遺言があるが、この場合、法的な拘束力があるのは、主に財産の承継に関する事項に限定されるため、葬儀・埋葬、役所等への届出、病院・公共料金等の精算等の死後事務は遺言では対応できない。そこで、自身（委任者）の死後に行うべき事務手続きについて、生前

に第三者（受任者）に依頼するための契約が、死後事務委任契約である。

民法上、委任契約の終了事由は「委任者の死亡又は受任者の死亡」とされているが（民法653条1号）、最高裁判所は1992年に死後事務委任契約を認める判決を下し、同条が任意規定であるとして、「契約」による個人の生前意思の実現を認めている<sup>33</sup>。なお、2024年6月の内閣官房等のガイドラインには、委任者の死亡により委任契約が終了しないことを明確化するため、「委任者が死亡した場合においても、本契約は終了せず、相続人は、委任者の本契約上の権利義務を承継する」旨を契約に明記することが望ましい、としている<sup>34</sup>。

#### ② 成年後見契約による死後事務委任

家庭裁判所による成年後見人の選任後に成年被後見人が死亡した場合、成年後見は終了し、法定代理権等の権限を喪失する。しかし、実務上、成年被後見人の死亡後も一定の事務（死後事務）を行うことが期待され、成年後見人が対応に苦慮する場合があるとの指摘がされていた。そこで、2016年10月に施行された改正法では、成年後見人は、成年被後見人の死亡後にも、火葬又は埋葬に関する契約の締結等、一定の範囲の事務（死後事務）を行うことができるとし、その要件が明確化された（民法第873条2）<sup>35</sup>。ただし、死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結、その他相続財産全体の保存に必要な行為等

30 2016年12月に休眠預金等活用法が議員立法で成立し、2019年度から行政が対応困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的に休眠預金等を活用することとなった。民間の団体が行う公益に資する活動に対し助成事業を実施、2023年6月の同法の改正により2024年からは活動支援団体や出資事業など新たな支援制度が開始されている。

31 民間公益活動とは、①国や地方公共団体では対応することが難しい社会の諸課題の解決を図ることを目的として、②民間の団体が行う公益に資する活動（子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）、③これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資するもの、定義されている。

32 国土交通省住宅局住宅総合整備課長「残置物の処理等に関するモデル契約条項の策定について」国住賃第10号2021年6月7日（賃貸住宅関係団体の長、不動産関連団体の長宛通知）

33 （出典）谷口 聡「福岡市社会福祉協議会における死後事務委任契約の活用」（2019年12月、地域政策研究）

34 内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）・内閣府 孤独・孤立対策推進室・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（2024年6月）

35 「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成28年法律第27号）2016年4月公布、10月施行。改正法は成年後見のみが対象であり、保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されない。



については、家庭裁判所の許可が必要となる。

### ③ 地方公共団体等による死後事務委任契約 ア. 社会福祉協議会が実施主体となるケース

前編でも触れたが、身元保証を含む終身サポートを行う事業者については、消費者被害を防ぐため、厚生労働省は2018年に、市区町村に対し、消費者行政部局と連携を図るよう通知している。また、総務省は、事業者のサービス提供の実態や地方公共団体による住民への情報提供及び相談対応等の状況等に関する調査結果を2023年に公表し、事業者の契約金額が高額であることや、本人の死後の死後事務の履行を担保することが難しいなどを指摘している<sup>36</sup>。

一方で、独居高齢者の終身サポートへの取組みを進める地方公共団体もある（図表5）。

図表5-1は実施主体が社会福祉協議会（以下、「社協」という。）、図表5-2は市区町村等が支援を行う取組みとなっている。支援事業に取り組む地方公共団体等は他にもあると思われるが、ホームページ等で確認できた地方公共団体等を列挙した。全体では、対象者の条件に、年齢、単独世帯、収入や資産などの制限が設けられていることを確認できる。

図表5-1の社協が実施主体となるケースをみると、利用者との死後事務委任契約に基づき、死亡後の葬送事務、行政機関等への届出、家屋等の賃貸借契約の解除、家財処分、公共料金等の支払・解約などの様々な死後事務支援が行われていることがわかる。費用は、年間利用料が1万円程度、火葬や残置物の処理のための預託金が50万円程度というところが多い。定期的な見守り活動をセットで提供する社協が多く、安否確認サービスを通じて健康状態の確認や孤独死の防止に備えていることがうかがえる。そのほか、入退院支援等

サービスとして、入院・入所時の貴重品等の預かり、入退院・入所時等の付添い、入院・入所に必要な荷物準備、入院・入所時等の緊急連絡先指定及び緊急対応、延命治療意思の作成及び主治医への伝達などのサービスを実施する社協も少なくない。さらには、賃貸物件への入居手続き、更新手続きの同席、賃貸借契約に伴う緊急連絡先の登録、安否確認等の連絡先への対応等の賃貸物件居住支援、通帳等の書類預かりサービスを提供する社協もみられる。

福岡市社協では、同社協を保険金受取人とする少額短期保険による死亡保険を締結し、保険金で死後事務を行っている。生命保険の保険料が利用料に含まれ、預託金などが不要であることが利用者にとってはメリットと言える。

### イ. 市区町村が支援するケース

図表5-2は、市区町村が支援するケースを4市挙げた。利用者と葬祭事業者の間の契約手続き等を市区町村が支援する仕組みで、費用は利用者が葬祭事業者に預託し、市区町村は定期的に預託金の保管状況を確認、死亡時の葬祭事業者の葬儀・納骨について履行確認を行う。

市区町村等は、法律又は政令の規定によるものを除き、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券の保管が禁止されている（地方自治法第235条4第2項）。市区町村が支援に留まるのは市民から現金等を預かることが容易でないことが理由として考えられる。

一方、社協は、すべての市町村、政令指定都市の区に組織される独立した民間団体であり、比較的自由度が高い。預託金の仕組みを利用した事業活動が可能であり、主体的に事業を進めることができる。名古屋市は、名古屋市社協に事業委託をして終活支援事業を実

36 総務省行政評価局「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」（2023年8月）

(図表5) 死後事務支援を行う主な地方公共団体等

図表5-1 事業主体が社会福祉協議会

都道府県名	事業主体	事業の名称	見守り	高齢期		支障内容		対象者	費用・内容等
				入退院支援等	見守り	葬儀・火葬準備、納骨、親族等への連絡事務等	行政機関等各種届出		
北海道	本別町社会福祉協議会	死後事務委任契約事業 ※生前や安心生活協会の事業や安心生活協会の事業を別添付資料に基づき、生活・医療・介護等の支援や緊急対応先、見守りも行う。	○※生前や安心生活協会の事業を別添付資料に基づき、生活・医療・介護等の支援や緊急対応先、見守りも行う。	○	○	○	○	■死後事務委任契約の預託金① ○葬儀・火葬・納骨・親族等への連絡事務等実施に関する業務…150,000円 ○葬儀・火葬・納骨・親族等への連絡事務等実施に関する業務…100,000円 ○家財・遺品等の処分に関する業務…100,000円 ○家財・遺品等の処分に関する業務…20,000円 ○家財整理…10,000円 ○葬儀等の実施…20,000円 ※預託金は、葬儀の内容や家財の数、生活状況等に応じて金額が増減	
		あんしん住まい保証サービス事業	○		○(直葬)			■見守りT E L プラス…月額利用料 1,500円(税別) ・週2回の自動音声による安否確認 ・(居室内の孤独死の場合) 原状回復・遺品整理費用、葬儀費用を補償(上限100万円) ※葬儀は上限50万円 ■費用補償サービス…月額利用料 4,000円(税別) ・葬儀の実施(死亡診断書受取、直葬) ・居室内外に問わず ・住宅に残された家財の片付けの実施(費用補償は50万円)	
茨城県	社会福祉協議会	とうかいライフ・エンディングサポート事業	○					■契約時/15,000円(税別) ■年間利用料/10,000円(税別) ■預託金/○葬儀・死亡後の債務の支払い…業者見積額 ○自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き…業者見積額 ○緊急時の諸経費・日常生活費の支払い…かかりつけ病院の入院保証金+おねがひ月分の生活費 ○業者見積額の1割相当額(税別)を預託金として預かり、実際に執行した金額の1割相当額(税別)を執行後に徴収	
埼玉県	社会福祉協議会	高齢者くらしあんしん事業	○					■年間利用料/12,000円 ■基本提供サービス/○定期生活相談サービス(定期的な電話・訪問) ■利用料/【任意提供サービス】 ○日常生活支援サービス(日常生活支援・入院等支援)…1時間1,500円 ○書類預かりサービス(入院時・施設入所時保証機能、死亡時事務手続き…1時間1,500円) ○書類機能サービス(入院時・施設入所時保証機能、死亡時事務手続き…1時間1,500円) ■預託金/・施設への入所…~45万円(施設利用料3か月分) ・葬儀・埋葬等…20万円~35万円、・その他協議の上定める費用…~10万円	
埼玉県	社会福祉協議会	みまもり・あんしん事業(死後事務手続きサービス)	○					■入会金…10,000円、会費…月額5,000円 ■基本事業/みまもりサービス(必須サービス)…月2回まで無料 ■選択事業/○死後事務手続きサービス ・預託金…業者見積りの葬儀・埋葬金額、その他手続きは利用者と協議 ・利用料…10万円に預託金の5%を加算した額 ○個別支援サービス(日常生活・入院等・公正証書遺言書作成)…利用料1,200円/時間 ○保証サービス・預託金/病院入院45万円~300万円、施設入所60万円~300万円 ・利用料/預託金の5% ○書類預かり等サービス・利用料…月額1,000円	

(2024年7月末現在)

(図表5-1 続き)

県名	事業主体	事業の名称	支援内容				対象者	費用・内容等
			高齢期 見守り	入退院	葬儀 費用	死後事務 支援		
東京都	社会福祉協議会	文京ユア スタート	○	○	○	○	<p>■基本サポート ○入会金…15,000円、○年会費…10,000円/年 ○預託金1/死後事務経費、急な入院の支払等…50万円 ※死後事務執行時に預託金1.から5万円 ○預託金2/葬儀費用…業者見積額、○預託金3/家財処分費用…業者見積額 ■追加サポート ○入退院時支援サービス…1回の入院につき10,000円 ※追加で、居宅保全(5,000円/回)、ペット移送(5,000円/回)、官公庁等手続(1,000円/回)、現金出入れ(2,500円/回)等もあり ○書類等保管場所提供サービス…利用料 月額1,000円</p>	
神奈川県	社会福祉協議会	みまもり エンディング サポート事業	○	○	○	○	<p>■年会費…12,000円 ■入退院時等支援サービス…①預託金/50万円(入院費用の支払等) ②利用料/入退院時支援 3,000円/回、入所・転院時支援 6,000円/回 ■死後事務支援サービス…①預託金(a~cの合計) a.葬儀・埋葬の経費、b.家財残置物処分の経費、c.事務経費10万円 ②利用料 家財処分見積額を除いた預託金の1割 ■書類等預かりサービス…利用料 月額1,000円 ■賃貸物件居住支援…利用料 3,000円/回</p>	
愛知県	社会福祉協議会	名古屋市あん しんエンジン ングサポート 事業 ※名古屋市からの 委託事業	○	○	○	○	<p>■預託金/①葬儀・納骨…25万円 ②家財処分…業者の見積額 ※自宅が賃貸住宅の場合 ※指定の納骨・合祀先への納骨を行わない場合、納骨の方法により金額の増減あり</p>	
岐阜県	社会福祉協議会	す〜とあん ぎ支援事業	○	○	○	○	<p>■預託金によるサービス(死後事務委任) ・葬儀実施・必要経費等の支払…15万円～、・家財処分金額…業者見積額 ■見守りサービス…利用料 月額1,000円 ■書類等預かりサービス…月額500円 ■入退院・入退院時支援サービス/5,000円/回 ※支援開始後30日間を1回</p>	
京都府	社会福祉協議会	単身高齢者 万ーあんしん サービス	○	○	○	○	<p>■葬儀・納骨費用…25万円(直葬) ■残置物処分費用…見積額</p>	
愛媛県	社会福祉協議会	よりそい安心 事業〜ここで ともに〜 (通称「ここ とも」)	○	○	○	○	<p>■よりそい安心事業(基本サービス)…見守り+入退院時支援 ○契約時事務手数料…10,000円、基本利用料…2,000円/月 ■生涯よりそい安心サポート(オプション) ○自身で判断できにくい状態の場合、入院費用等支払、主治医へ情報提供等 ・預託金…入院費用10万円×3か月分=30万円～、・利用料…1,000円/時間 ○死後事務委任契約 ・預託金…直葬費用(22万円～)+遺置物家財処分代等死後事務実費 ・利用料…事務処理2万円・火葬費3万円・埋葬費3万円・家財処分3万円</p>	

(2024年7月末現在)

(図表5-1-1 続き)

県名	事業主体	事業の名称	支援内容		対象者	費用・内容等
			高齢期 見守り	死後事務支援 相続・遺言・公 家・公 法 等 出 産 等 料		
香川県	社会福祉協議会	見守りあんしんサポート事業	○	○	①酒松市に居住、単身で70歳以上、または同居家族70歳以上 ②原則、子どもがいない ③契約内容を理解でき、利用を希望 ④生活保護を受給していないこと ⑤障がいのある子を抱えるひとり親世帯の方	■見守りあんしんサポート事業(基本サービス) ○見守りサービス…定期的な訪問または電話連絡 ○死後事務委任契約…公証に基づき、葬儀・埋葬、死後の入院費、家財処分等実施 ○契約時事務手数料…50,000円、基本利用料…月額12,000円 ※死後事務委任契約は預託金…50万円～十事務手数料 ■あんしんサービス(選択サービス) ○日常的な生活支援・金銭管理支援、入退院(所)支援、緊急時連絡先等保証機能…利用料 2,500円/時間 ○重要書類等預かり…利用料 月額1,000円
	福岡市社会福祉協議会	ずーとあんしん安らか事業	○	○	①福岡市内居住の70歳以上、または同居者全員70歳以上の親族、原則として子がいらない ②明確な契約能力を有する ③生活保護を受給していない ④引渡人がある場合は引渡人指定、引渡人なき場合は公正証書遺言を作成	■入会 ○入会金…15,000円(税込) ○年会費…10,000円/年(税込) ■預託金 ○葬儀・納骨時費用、公共料金等の精算費用…50万円～ ○執行費用…預託金の1割 ○残存家財処分…業者見積額 ■書類等の預かり、入退院支援…別途利用料
	福岡市社会福祉協議会	やすらかバック事業	○	○	①福岡市内居住の40歳以上90歳未満、死後事務を行なう親族なし ②明確な契約能力を有する、見守りサービスを利用 ③生活保護を受給していない ④保険申込み要件に該当すること(5年以内高齢罹患無、要介護2以下等)、⑤遺言書の作成	■毎月の利用料3,000円～7,500円(申込時年齢及び健康状態による) ■契約方法…引渡人指定は行わない、相談者と社協による死後事務委任契約 ※執行費用はない。社協を受取りとする死亡保険締結、保険金で死後事務を行う。 引渡人なき場合は自筆証書遺言を作成
福岡県	社会福祉協議会	あんしん安らか事業	○	○	①梧津市内居住の65歳以上(同居は、全員65歳以上の親族)、原則として子がいらない ②明確な契約能力を有する ③生活保護を受給していない	■入会金…15,000円、年会費…12,000円 ■預託金 ○死後事務等…50万円以上 ※預託金額の1割を執行費用 ○残存家財処分サービス…業者見積額 ■その他サービス ○入退院時支援サービス(1,000円～2,000円/回)、○書類等の預かりサービス(3,000円/年)
	社会福祉協議会	エンディングプラン事業	○	○	①苅田町に住居かつ居住する60歳以上(同居者がいる場合、全員60歳以上) ②明確な契約能力を有する ③苅田町近郊に日常的な支援可能な親族なし ④生活保護を受給していない ⑤公正証書遺言の作成・死後事務委任契約書の作成に同意	■基本サービス ○入会金…3万円、年会費…2万4千円/年 ○預託金によるサービス/葬儀実施…60万円～、事務等の手続…実費負担 ○見守りサービス/無料 ■オプションサービス ○入退院支援サービス/入退院時の付添い業者紹介…実費負担 ○預託金による必要経費支払1,000円/回、事務手続500～1,000円/回 ○書類預かりサービス(オプション)…6,000円/年 ■家財処分を希望の場合、業者を紹介

(2024年7月末現在)

(図表5-2 市区町村が支援)

市区町村名	事業の名称	対象者	費用・内容等
神奈川県 横浜区市	エンディングプラン・サポート事業	①構成員市民かつ高齢者等 原則として一人暮らしで頼れる身寄りがいない ②月収18万円以下かつ預貯金等が250万円以下 ③所有する不動産の固定資産評価額500万円以下 ③所有する不動産の固定資産評価額500万円以下	■葬儀等費用…生活保護基準に納骨費用を加えた額(参考:令和5年度26万円) ■支援プランに基づき、安否確認の訪問、利用者の入院・入所・死亡などの局面ごとの、あらかじめ指定された関係機関・協力事業者等に連絡・連携して終活課題の円滑な解決に向けた支援を行う ■預託金 ○死後事務委任契約 計36万円程度を葬祭事業者に前納(内訳)・葬儀費用の上限:概ね30万円、納骨費用の上限:概ね5万円 ■葬儀管理費:1万円 ※追加費用による葬儀内容等の拡充可能
兵庫県 神戸市	エンディングプラン・サポート事業	①神戸市民で概ね65歳以上、一人暮らし等で頼れる身寄りのないこと ②以下の所得要件を満たすこと/ア 年収230万円以下 イ 預貯金230万円以下、ウ 所有する固定資産評価額500万円以下 ③生活保護を受給していないこと	■預託金 ○死後事務委任契約 計36万円程度を葬祭事業者に前納(内訳)・葬儀費用の上限:概ね30万円、納骨費用の上限:概ね5万円 ■葬儀管理費:1万円 ※追加費用による葬儀内容等の拡充可能
兵庫県 高砂市	エンディングプラン・サポート事業	①市内に居住の一人暮らし、②65歳以上で要介護認定3以上を含む ③月収が18万円以下かつ預貯金等が180万円以下、かつ所有する不動産の固定資産評価額が500万円以下	■対象者は、同居者が重症心身障害者など事業利用希望者の葬儀等を主導して執り行うのが困難な場合を含む ■預託金 死後事務委任契約…21万5千円を限度に葬祭事業者に前納

(2024年7月末現在)

(出典) 図表5-1-1、5-2 いずれもホームページ・リーフレット等より筆者作成。

施しており、市区町村と社協の連携により地域社会の課題解決を行う例と言える。

#### ④ 市区町村による終活情報の登録

死後事務支援のような具体的な取組みとまではいかないものの、対象者の制限なしに、終活登録を行うことができる自治体等も少なくない。万一のとき、警察・消防・医療機関・福祉事務所及び登録先からの照会に基づき、市が登録情報を開示する制度で、神奈川県横須賀市や東京都豊島区などが行っている。登録内容は、本人の氏名、本籍、住所、生年月日、血液型、緊急連絡先のほか、かかりつけ医師やアレルギー、延命治療意思、エンディングノートや遺言書の保管場所、葬儀等の契約先、墓の所在地等様々である。

#### (5) 遺言書等の作成

おひとりさまに身寄りがない場合、相続財産清算人の申立てを誰もしなければ、遺産は放置したままとなりかねない。遺言書は、主に財産に関する承継に関する事項について、その効力が認められるもので、自分が希望する人物等に財産を遺したい場合などは遺言書が有効と言える。死後事務委任契約を行う社協は、法的に遺言執行者を決めるために、公証人が作成する公正証書遺言を活用するところが少なくない。

なお、2020年より、自筆証書遺言について、法務局による保管制度が創設され、法務局が遺言書の法的な要件について確認・保管し、家庭裁判所の検認が不要となった。

### 4. おひとりさまの死後の不安と制度・施策にかかるとまとめ

後編では、おひとりさまの死後に関する現状と不安、制度・施策等を整理した。死後の不安は、火葬・埋葬、家財の処分、預貯金等財産の処理等多岐にわたり、いずれも第三者

への依頼が必要な課題である。そこで、各地の社協等では、生前に委託契約を結び、葬儀や家財の処分、行政への届け出などを引き受ける「死後事務支援事業」が広がりつつあった。預託金を活用して社協等が入院時の緊急連絡先となれば、高齢期の身元保証問題等も一定程度解決できるようにも思われる。単身者の高齢期から死後にわたる終活支援は、今後その重要性とともに、ニーズが高まる取組みと言え、身寄りのないおひとりさまにとって、行政や社協による支援は不可欠になると考えられる。

### 5. 死後事務支援にかかる保険商品の活用

おひとりさまの支援は、様々な法の下で行われているが、死後事務支援等は公的な制度の狭間の課題であり、公的なアプローチだけでなく、様々な分野・視点からの支援も必要と言える。

例えば、社協のなかには、少額短期保険商品を利用して、社協を受取人として保険金を死後事務費用に充てる取組みを行っているものもあった。保険会社の多くは、モラルリスクから、死亡保険金の受取人を戸籍上の配偶者と二親等以内の血族と定めているが、当該保険商品は受取人範囲を拡大した仕組みとなっている。

少額短期保険商品には、葬儀費用の準備金に特化した葬儀保険と称する生命保険があり、受取人範囲を拡大した仕組みのほか、葬祭事業者に保険会社から葬儀費用を直接支払う、直接支払サービスの仕組みを活用する商品が数例みられる。直接支払サービスは、2016年5月施行の改正保険業法により新設され、保険金受取人の支払指図書により保険会社が保険金を提携事業者に直接支払う仕組みである。

少額短期保険商品において、死亡保険金を葬祭事業者に直接支払を行うものをみると、ある葬儀保険は、1年更新型の定期保険で、主契約に付加する保険金直接支払サービス特約により、保険事故発生時に、生前決めてお

いた提携葬儀社へ葬儀代金を直接支払う仕組みとなっている。また、当該商品は契約者、被保険者、受取人の続柄の範囲を、原則として三親等内の親族としているものの、事情報告書の提出により、特別な関係者・状況（内縁関係、LGBT、おひとり様など）についても引受する。さらに、高齢者及びおひとり様で、三親等以内の親族がいない、もしくは三親等以内の親族と特別な事情があり世話が受けられず、死後事務委任契約や保険金直接支払サービス特約等を契約している場合は、審査の後に三親等以内の親族以外を保険金受取人として指定・変更できる。すなわち、血縁関係のない第三者も受取人となるよう緩和し、死後事務委任契約の受任者が保険金受取人として指定できることを示している。

死後事務等の提供事業者については、現状、直接規律・監督する法令・制度、監督官庁や事業者団体がいないため、適切な履行を担保することは難しい。生命保険による直接支払サービスは、保険会社向けの総合的な監督指針により、提携事業者の提供する財・サービスが、保険募集時の説明と同じ水準で質を維持できているかを確認する等の措置が保険会社側に求められている。そのため、利用者は死後事務を安心して任せられることができると言える。

## おわりに

死後事務委任事業を行う市社協のひとつである相模原市社会福祉協議会において、死後事務支援事業「みまもりエンディングサポート事業」を担当する さがみはら成年後見・あんしんセンター 尾崎文彦氏、菅原明人氏に同事業についてお話しを伺った。同事業の取組み経緯について、尾崎氏は、「社会的・地域的課題として孤立・孤独、身寄り問題への取組みが必要だった」と話され、同事業を2022年10月から開始したのだという。尾崎氏は、「終活支援事業は当市社協が独自で取組み、

自主財源で実施する事業。現在の契約者は7人だが、相談は昨年70人から、今年は4月から8月にかけて既に約80人に上っている」と話し、事業の今後について、「多様な地域課題を解決につなげる支援や仕組づくりが重要。終活支援は情報提供を行いながら、社協が総合窓口的な役割を果たせればと思っている」と強調された。また、菅原氏は、「身元保証は債務を肩代わりするわけではないので身元引受人。預託金は支払うためではなく、お預かりして将来お金を動かせるようにしておくためだと考えている。今後も地域の生活課題や福祉ニーズに総合的に対応していきたい」と話し、相談支援事業に真摯に取り組む姿勢が伝わってきた。

おひとりさまに関する行政による支援は、今後ますます取組みが進むものと思われ、今後のおひとりさまの支援の動向に注視していきたい。

## （謝辞）

本稿の執筆にあたり、相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター 尾崎文彦様、菅原明人様にはご多用の中、ヒアリング調査（2024年8月実施）にご協力いただきありがとうございます。末筆ながらこの場を借りてお礼申し上げます。

## （参考文献）

- ・谷口聡「福岡市社会福祉協議会における死後事務委任契約の活用」地域政策研究第22巻第2号、2019年12月
- ・島田雄左・吉村信一「おひとりさまの死後事務委任 第2版」税務経理協会、2022年3月
- ・金尾悠香「生命保険契約と死後事務委任費用に関する一考察—少額短期保険の葬儀保険を例に—」公益財団法人生命保険文化センター、生命保険論集、2024年3月